

Title	「フランス共和国八年の憲法」について
Sub Title	On the French Constitution of the year VIII
Author	平山, 栄一(Hirayama, Eiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.55(211)- 70(226)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Those who carried out the coup d'etat of Brumaire (November, 9-10) 1799, declared the establishment of the provisional government of the Consuls and started drafting of the new constitution. The ideas of Sieves, one of the members of the revolutionary group and the theorist of it, were adopted as the foundation of the constitution. However, Napoleon Bonaparte interfered with the work of the drafting committee and proceeded to revise the draft so as to make it fit to his purpose. Thus the Constitution of the Year VIII came into being on December 13th with the signatures of the committee members and was later approved by the national plebiscite according to the provision of the constitution. The new constitution, unlike the earlier ones, does not have in the preamble any declaration of rights and consists of only 95 articles. It is briefer than any of the preceding ones, and contains, among others, provisions for the rights of citizenship, the Senate, the legislative power, the government, the courts, and the responsibilities of public functionaries etc. The executive power resides in the three Consuls, the First Consul being entitled to the right of promulgating laws, and appointment and dismissal of officials, civil and military, and remaining two Consuls being only entitled to consultative voice. The members of the legislatures, and all the public officials central and departmental, were all elected by the people formally. Thus the ideals of Sieyes who had, under the principle of the sovereignty of people, tried to prevent the dictatorship by dividing powers, crumbled before the intervention of Napoleon Bonaparte and came to be even utilized by him for his purpose.</p>
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0055">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0055</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「フランス共和国八年の憲法」について

平 山 栄 一

一七九九年十一月九日、十日（ブリュメール十八日、十九日）にクーデタの計画者たちは、武力を以て強圧して「五百人会」を解散させ、「元老会」に、総裁政府の廃止と三名の統領あるいは執政（ナポレオン・ボナパルト、シエース、ロジェ・デュコ）による臨時統領政府 *Consulat provisoire* を組織することを議決させた。こうして臨時統領政府は直ちに新政府の原則を示す憲法の制定にとりかかった。この憲法は、もはや一七八九年の革命の原則から遠ざかつて、ボナパルトによる軍事的独裁制を確立したものであることに異説の余地はないが、この憲法の内容をやゝ検討してナポレオン独裁の本質にふれてみようとするのが、この試論の目的である。

まず憲法の成立過程をみれば、憲法起草者として委員会を構成したものに、五百人会からは、Cabanis, Boulay de La Meurthe, Chazal, Lucien Bonaparte, M.-J. Chénier, Daunou, Chabaud-Latour の七名があり、元老会からは Garat, Laroche, Laussat, Lemerrier, Lenoir, Mercier の六名がある<sup>(1)</sup>。

彼らはフランスの一七八九年や一七九三年当時の憲法起草者とは違つて、哲学的政治的理想をそれに実現しようとし

たわけではなく、あくまで現実に立脚して、共和国三年（一七九五年）の憲法の欠陥を補強しようと試みた。知られて  
いるように共和国三年の憲法（総裁政府の組織を定む）においては、行政部の立法部に対する無力、もしくは一切の行  
動手段をもたない孤立が最大の明白な欠陥をなしており、もし行政部が立法部にあえて行動しようとすれば憲法を侵害  
することになった<sup>(2)</sup>（共和国五年ブリュクテドルおよび六年プレリアルのクーデタの場合）。それ故に行政部の立法  
部に対する関係が最大の問題とされた。

共和国八年の憲法起草について特に三名、ドトヌー、ボナパルト、シエースの影響が明白である。ドトヌーはすでに  
クーデタの八日前に *Décade philosophique* 紙に憲法に関する記事を寄稿して、行政部と立法部の避け難い対立を救  
うために行政部の集中化をはかり、憲法の尊重を保障するための「保守的権力」を組織することを提議した。ボナパ  
ルトは一七九七年ブリュクテドル十八日のクーデタ以後、軍隊の方式に倣つて、將軍と同様の権力をもつ元首の下に、  
その決定を準備し実行する参謀本部のような官吏の集団と眞の軍隊的訓練に従えられた行政機構を考えていた<sup>(3)</sup>。

共和国八年の憲法を主として発案したのはシエースであり、世論もこの最初からの革命家がフランス人に幸福をもた  
らす理想の憲法を用意しているものと考えていた。しかしシエースは予め全部の案を準備していたのではなく、ブリュ  
メール二十日以後にブルー・ド・ラ・ムルトらに口述した。ドトヌー、レドレルもノートをとつたが、シエースの原則  
が彼ら自身の精神の傾向によつて変更を加えられたことは明らかである。

## 二

シエースの憲法の構想は、およそいかなるものであつたか。彼によれば、人民は主権者であるがそれについて充分に

啓蒙されていないから主権を直接に行使すべきではない、すなはち人民はそれを委任する必要がある。こうして、「信任」 *confiance* は下から、「権力」 *pouvoir* は上から来るべきである。<sup>(4)</sup>

その信任を表示する具体的な方法として考えられたのが、信任表あるいは名士表 *listes de notabilités ou de confiance* である。フランス人男子の全部が、各コミューヌにおいて選挙を行つて十分の一の代表者（名士）を選び、ついでその名士の総体から十分の一に当る県の名士が選ばれ、同様にしてそのなかから全国の名士が選ばれる。この全国名士の表からすべての中央、地方の公職者が選ばれる。元老院はそのなかから立法部の議員を指名し、また最高の元首「大選挙者 *grand electeur*」を指名することになつていた。つまり人民を基部とし、「大選挙者」を頂点とするピラミッド型の組織であるが、シエースがボナパルトにこの案を説明したとき、彼は国務に極めて間接的な影響しか与えられないこの「大選挙者」とそれに対する元老院の罷免権 *droit d'absorption* に対して強く反対し、「数百万人の餌による豚」になることを望まないといつた。彼は大選挙者に代つてすべての実権をもつ「第一統領」を提議し、この権力が奪われないために罷免権に強く反対の意を示した。<sup>(5)</sup>

憲法起草委員会は両者によつて受け容れられる新しい草案の準備に努め、ドーマーが文書を以て妥協に導く任務を引受けた。十二月七日に両委員会と統領達はボナパルトの許に会合し、委員会は反対であつたが、実際の選挙に代えられる「信任表」の制度を採用することになつた。十二月七日から十三日まで、委員会は公式に毎夜ボナパルトの許で会合をつづけ、彼の前で憲法を逐条審議した。ボナパルトはしばしば干渉し、その度ごとに「第一統領」の権力を拡大させようとした。最後の会合が十二月十三日（フリメール二十二日）に開かれて、予め正規の投票を行うことなく、委員達は憲法に署名した。こうして三名の統領を選出する段階となつたが、ボナパルトは反対を起させるかも知れない投票を

避けることを望んで、シエースに三名の最高長官を指名することを要求した。シエースは、むしろ強圧されてボナパルト、カンパセレスおよびルブランを指名した。シエースは元老院議長となつて、その資格において元老院議員の大部分を選ぶことが認められた。<sup>(5)</sup>

## 三

ボナパルトは共和国八年の憲法が人民の承認によるべきことを規定させた(憲法第九五条)。国民投票はニヴォーズに行なわれたが、開票を待つことなく憲法はニヴォーズ四日(一七九九年十二月二五日)には実施せられた。国民投票は一七九三年または九五年に行なわれた方法によらず、人々は各コミュニティにある登録簿のところに行つて、署名したのちに憲法に対する賛否を記入することになった。この登録簿は一ヶ月以上も公開されており、政府はあらゆる強圧の手段を用いた。その結果はプリュヴィオーズ十八日(一八〇〇年二月七日)にやつと公表され、賛成三、〇一一、〇〇七票対反対一、五六二票とされたが、四百万以上のフランス人は棄権したのである。以前の革命主義者の大部分は賛成したが、彼らはブルジョアジイであつて、国民大衆に依存することを嫌い、將軍だけが内外の敵に対して征服地を守ることができ、その保護の下に彼らは権力を維持することができると考えていたことは注目される。<sup>(6)</sup>

こうして短期間につくり上げられた共和国八年の憲法は、全文九五条から成り、最初のフランス憲法からの通例を破つて人権の宣言の前文もなく、出版の自由も信仰の自由も問題にしていないが、ただ自由主義的な箇所とみられるのは七六条から八二条までに個人の安全を保障している部分である。大別すれば一一一四条は市民権とその適用について述べ、一五―二四条は元老院<sup>(8)</sup>について、二五―三八条は法制審議院、立法院の立法権について、三九―五九条は統領、大

臣、参事院などの行政権について、六〇―六八条は司法制度について、六九―七五条は公職者の責任について、七六―九五条は個人の安全、軍人への報償、エミグレの財産の国家処分を撤回しないことなどについての補足的規定を含んでいる。

つぎに共和国八年の憲法について、政治制度がいかに規定されているかをみて、それがボナパルトの独裁制確立に導かれた過程を明かにしたい。

まず行政と立法に参与する政府は、三名の統領、諸大臣および参事院に委ねられる。三名の統領は十年の任期であるが無期限に再選も可能なものとして任ぜられ、その資格はそれぞれ第一、第二、第三統領として區別され、第一統領だけが権力の実体をもつ。第一統領は法律を發布し、参事院議員、諸大臣をはじめ一切の文武官を任免できる。四二条は第一統領の決定のみで充分であり、第二第三統領は諮問的発言をなすのみ、と述べている。彼らは第一統領に反対の場合はその意見を記録にとどめておく。シエースは最初の統領として三九条に明記されている通りボナパルト、カンバセレスおよびルブランを指名した。前国民公会議員であり、国王処刑賛成者であつたカンバセレスは革命の伝統をつぐ者とみなされ、帝制期最後まで法律顧問としてナポレオンに信任された。ルブランはシエースによつて旧王制時代の行政的慣習に通じた人と考えられていたが、王制主義を疑われてさほど活躍を示さなかつた。統領達は総裁達のごとく會議を構成して審議した。第一統領は年額五〇万フラン、第二第三統領は各一五万フランの年俸を支給され、チュイルリー宮に住んだ。統領達は行政上の責任はないものとされた。

統領達は法案および予算案の提案権をもつた。第一統領は法律が立法部で採決されたのち十日を経て、もしその間に元老院による違憲の訴えがなければ、これを公布することになつた。憲法は憲法制定権について何ら述べていないが、

ボナパルトは元老院と彼自身にそれがあるものと考えた。統領達は当然に行政権を全く把握し、共和国三年の憲法と異つて財政問題への介入は何らの制限も加えられていなかった。彼らは『国内の安全と対外的防禦』を確保するため、陸海軍に命令することができた。彼らは総裁達と同様に完全な主導権をもつて対外政策を指導したが、平和・同盟・通商の条約および宣戦の布告は立法部によつて批准され、法律として公布されねばならなかった。しかし政府はよいと思われた相手国と秘密の条約を結ぶことも、その条項が以前の明白な条約と矛盾しない限りは許された(五一条)。

参事院は以前の国王の会議の復活であり、三〇名から五〇名の議員を以て構成され、普通の会議と特別の会議に分れる。議員はすべて第一統領によつて、国民の名士表に記載された市民のなかから選ばれる。参事院は財政、立法、陸軍、海軍、内務の五部に分れ、各一年の任期で統領に選ばれた議長をもつ。大臣達は各部門の会議に発言権なしで列席できたが、一八〇二年以後は討議に干渉する権利を得た。

共和国八年の憲法も、政治運用の実際も、参事院に国家における重要な役割を演じさせた。参事院は統領の指示の下に、法案および行政の規則をつくり、また行政問題におこつた困難を解決する任務をもつた(五二条)。参事院が法案の原案を準備したとき、第一統領は一名から三名の議員を彼らのなかから選んで、法制審議院と立法院においてそれを説明させる。統領政府の下で、参事院は民法典をも含む大きな法律の制定の仕事をした。参事院はまた総裁政府の時代では大臣の管轄下にあつた行政訴訟をも取扱ひ、種々の行政間の権限の争いを裁定した。参事院は常に政府の権限の拡張と中央集権の増大のために努めた。

諸大臣は共和国八年の憲法において、共和国三年の憲法の場合と類似した職能をもつことになった。すなはち彼らは単なる「行政官」と考えられただけであつた。彼らは會議を構成することなく、その意見は、法案、布告等については参事院に従属していた。大臣の数は憲法では規定されていないので、統領達は最初は総裁政府時代のまゝにしておいたが、共和国九年になつて財政に一名、十年になつて軍務に一名が重複して増員された。大臣達は第一統領により国民の名士表から選ばれて任命され、政治的には彼にのみ責任を有する。大臣達は彼らの署名した法令が元老院によつて違憲と宣告された場合に、責任あるものとされる。法制審議院は大臣を罪ありと告発することができ、その場合に立法院は大臣にきいた後、この告発について審議する。諸大臣はまず第一に法律の執行者である。政府のいかなる政令も大臣の副署なくしては有効とならなかつた。大臣達は事実において多数の公職者を任命した。

大臣達はその人物によつてさまざまな活動ぶりを示した。外務大臣のタレーランは、彼のみが直接に第一統領と通じる特権をもち、狡猾な政治家たることを示した。「一般警務」の大臣フーシェは例外的な活躍を示し、人員を増加して総裁政府の下にみられなかつたほど活動範囲を拡大したばかりでなく、「秘密警察」の部局をも創設し、地方の警察も拡張し、憲兵も最後に陸軍から分離して警察に属することになった。他の大臣達、陸軍のベルチエついでカルノー、海軍のフォルフェついでドゥクレ、財政のゴードン、内務のリュシアン・ボナパルトついでシャプタル、司法のアブリアル、戦時行政のドゥジャンついでレニエは忠実な公職者にすぎなかつた。ボナパルトは、もつぱら文書で彼らに指令を与えた。統領政府は、軍隊と警察に基礎をおくが極めて複雑な独裁組織であるようにみえる。それはその元首が、かつてないほどの献身的な有能な多数の協力者を得たがために成功した。ボナパルトは彼らの力で教えられ、すべての国務を急速に処理することができた。

行政権の拡大に熱意をこめたブリュメール派の人々は、また立法権を複雑化し分散することに努めた。その立法権は国民の意志を極めて間接的に代表するに過ぎなかつた。シエースの構想した名士表あるいは信任表がそのまま共和国八年の憲法にとりいれられた(七一―四條)。最初のコミューヌの表のために、郡 *arrondissement* の市民登録簿に記載され、一年以上居住した二一才以上の全フランス人男子の普通選挙が行なわれる。破産者や賃銀をうける被雇人は選挙権を行使できない。これに反して市民権を失つた旧貴族やエミグレの親族は、共和国五年ブリュクテール十九日の法律により復権されている。こうしてコミューヌから県 *département* を経て、国家の表にいたるまで、各十分の一ずつの名士の選出が進行する。こうして出来上つた表は三年に一度だけ改訂されることになつており、そのとき死亡者や退職者の補充をなし、また不適當と認められた名士を削除することもできた。しかしこのことは極めて困難であつた。事実において表に載せられるためには投票者の相対的多数で足りたが、削除のためには、実現の困難な登録者の絶対的多数が必要であつたからである。

また共和国八年には、名士表が出来上つていないので「国民の代表」は元老院によつて任意に選ばれたのであつた。表が出来上つたのはやつと九年のことで、十年の立法院の更新のときに役立つたに過ぎなかつた。この制度に強く反対であつたボナパルトは、可能な機会がきたときにこれを廃止させることになつた。それ故にフランス国民は統領政府の最初の二年間は、政府に代表者をおくつたわけではなく、また後になつてもそれが可能となつたのは極めて僅かに過ぎなかつた。

立法権は、もつぱら法案の提出権をもつ統領達、政府の法案を論議する法制審議院、一団となつて法案を承認もしく

は否決した立法院、法律の合憲性を確証した元老院の四つに分割された。

法制審議院は、元老院によつて国民の名士表に登録された二五才以上の市民の間から選ばれ、五年の任期の百名の議員から成つた。法制審議院は毎年五分の一ずつ更新されるが、議員は無期限に再選されることもできた。共和国八年の法制審議院の最初の構成のとき、元老院はそれに総裁政府時代またはそれ以前の議員の若干名を入れた。その議員のなかにドローナー、バンジャマン・コンスタン、J・B・セー、M・J・シェニエ等がみられ、一種のイデオログの集團の観を呈した。法制審議院の会議は公開であつたが議場には二〇〇名以上を容れられなかつた。その議長と書記は毎月任命された。議員達は党派をつくることを避けるため、籤で定められた議席につかせられた。法制審議院に附託された法案は、議長と書記の提議により、各議員が彼らの専門を記した表に従つて、三名か五名の委員会によつて検討された。検討が終ると結論は報告者によつて議長席にもたらされて審議が開始され、反対と賛成の意見が交互に述べられる。審議院は全体としてその法案を承認しても否決しても修正権はもたない。審議院は委員会の提議により、立法部においてその見解を説明することができた。また審議院は法案を論議するばかりでなく、弊害を救うためまた行政の全範囲において改善が行なわれるために既成の法律またはつくられるべき法律についての希望を表明する権利をもつた(二一九条)。それは立法に関して審議院の創意的部分であつたが、彼らの希望は決して政府を拘束しなかつた。審議院は憲法が停止される場合を論議したり、元老院に対し名士表や立法院の政令の違憲性を訴へたり、立法院に大臣を告発したり、第一統領に向つて元老院の空席の場合の候補者を示すこともできた。それ故に法制審議院は、最初からある程度まで政府に反対の意を表すことができ、最初の会議のときバンジャマン・コンスタンは個人的権力に反対する演説を行つた。彼は『法制審議院の独立がなくては、権力の調和も憲法もない、そのときは隷屬と沈黙—ヨーロッパ全体が知る沈黙がある

のみである』と述べた。それにもかかわらず政府は議長の選任―初期の一人はドーヌーであつた―によつて反対に打勝つた。

法制審議院は八年に二つ、九年に三つ、十年に二つの法案を拒否し、法案が採用された場合でも反対の意見は表明された。しかし法制審議院の反対はボナパルトを強く怒らせ、十年の第一回の議員更新のとき、憲法が退任する五分の一の指名方法をきめていなかったため、第一統領の要求によつて元老院は残留議員の表をつくつた。こうして法制審議院における最も顕著な存在でまた最も仮借しない反対者であつたものは除かれた。

法制審議院は共和国十年ジェルミナル十日（一八〇二年四月一日）にボナパルトの指示によつて規定を変更させられた。以後は立法、内務、財政の三部局に分れ、すべての法案は部門別に審査される。平和、通商の条約、宣戦の布告だけが特殊の委員会で論じられる。法制審議院と参事院が意見の相違を来した場合、両者の連絡係が妥協に導くように努力するが、その場合問題は法制審議院の総会では討議されない。このようにして創設されてから二年後、独裁制に対し微弱ながらも防壁になろうとした唯一の機関は無能にされてしまつた。

ブルボン宮で開かれた立法院は、元老院によつて国民表より三〇才以上の市民のなかから選ばれ三〇〇名から成つた。各県は最低一名を出した。議員は五年の任期であるが、毎年五分の一を更新する。退任の後是一年をおかなくては再選されない。共和国八年に名士表がまだ成立していなかつたので、元老院は全く自由に議員を選んだ。それは革命の種々の議会における以前の国民の代表を多く選んだが、グレゴアール司教をのぞいてほとんどが知られていない人々であつた。共和国十年の更新は法制審議院と同じ状況で行われたが、ボナパルトに少しでも悪く思われていた者は除かれた。

立法院は正規の開期としては年に最大限四ヶ月であつたが、臨時に開会されることもあり、十年シエルミナルのコンコルダの承認とアミアンの和約の承認の場合がそれであつた。立法院の会議は公開されたが、列席者は二〇〇名を越えてはならなかつた。立法院は宣戦の布告、平和および通商の条約を討論するため秘密の委員会を開くこともできた。議員は法制審議院のように籤で定められた席につく。

政府が一つの法律を決定したいと望んだとき、その案を立法院の事務局に提出する。立法院はその法案を直ちに法制審議院におくる。所定の日に法制審議院の三人の議員が意見を説明するために来て、三名の参事院議員も政府の見解を説明する。立法院は法案を論議することも修正することもできないで、ただこれを裁決する。同様の方法が予算案、平和、同盟、通商の条約にも行なわれる。立法院は法制審議院のように元老院の空席に対して候補者を指示する権利をもつた。統領政府の最初三年間において立法院は、しばしば非常に長い多数の法律を検討しなければならなかつた。立法院は法制審議院と異つて、その反対は稀にまた臆病に示したに過ぎない。共和国八年には二つの法律を拒否しただけであつた。一般に立法院は、常にボナパルトへの賛成を述べていたその議長達の演説が証明するように、最も大きな隷属性を示していた。

元老院は創設当時は六〇名の議員であつたが、毎年二名の新議員を任命して加えていつたので漸次に八〇名にまでなつた。元老院議員は四〇才以上たることを必要とし、終身を以て任命され罷免されない。統領達は任期が終つたとき、第一統領は義務として他は随意に元老院議員となる。はじめに統領の退任者としてシエースとローシェ・デュコは元老院議員となつて二九名の元老院議員を指名した。この三一名の議員が他の二九名を選んだのであるが、その選出にはシ

エースの勢力が大きく支配した。元老院においては、法制審議院や立法院のように前革命諸議會、特に総裁政府の経験ある議員たちが多数を占めた。後には元老院議員は元老院によつて、第一統領により一名、立法院により一名、法制審議院により一名が立てられた三名の候補者のなかから一名の割で選ばれた。しかしこれら三者が相互の諒解によつて、二名あるいは一名のみの候補者を立てることもあつた。

小リュクサンプール宮におかれた元老院は常設であつたが、十日に二回開かれたのみで、—また共和国八年テルミドル以後は月二回となつたが、その會議は公開でなく、議事録も印刷されなかつた。議長と二名の書記を含むその事務局は四ヶ月の任期で任命され直ちに再選はされなかつた。

シエースは彼の構想において元老院に法律の合憲性の審査の権を与えることにより、主要な役割をもたせた。立法院によつて票決されたすべての法律は、十日の猶予期間を経なければ公布されず、その期間内に元老院によつて違憲性を訴えられることができる。憲法そのものには何らの修正方法も予定されていながつたが、第一統領は、元老院が法律の違憲性を判断する権利をもつとすれば、それはまた政府と一致して元老院決議 *senatus-consulte* の方法により憲法を改訂する権利をもつものであると認めさせた。最初の元老院決議は、共和国九年ニヴォーズ十五日（一八〇一年一月五日）に行なわれ、憲法に反して、陰謀加担を以て告発された一三〇名のジャコバン派に裁判もなく流刑を命じた。二回目の元老院決議は、十年ヴァントーズ二二日（一八〇二年三月十三日）、立法院と法制審議院の最初の更新を行なつた形式を規定したが、それは独裁制を強化する手段であつた。元老院は重要な指名権をもつた。それは事実においてシエースが「大選挙者（先述）」に帰したいと望んだ任務を継いだもので、統領、法制審議院および立法院の議員、破毀院の判事、会計監査官を任命した。

全く独立的な元老院議員は、豊かな報酬を与えられ、広汎な権限を賦与され、ナポレオンの独裁に反対することも可能であつた。しかし事實は一三〇名のジャコバン派の追放を命じたり、法制審議院や立法院からボナパルトの敵を除くことにより、いかに彼に隷屬しているかを示した。それ故に元老院に対して第一統領の独裁的野心の防壁を築くことを期待するのは無益であつた。

#### 四

シエースを中心としたブリュメール派 *Brunairiens* の人々は総裁政府に代るべき新政府の設立にあたり、早急に憲法制定の必要に迫られて、結局革命の理論家であるシエースの構想に基づいてその事業を進めることになつたが、軍事的成功を背景として、安定を望む国民の支持を意識したボナパルトは、独裁制確立を妨げないような憲法をつくるため、巧みに憲法起草の過程に介入した。総裁政府をつくつた共和国三年（一七九五年）の憲法が、行政部の立法部に対する完全な無力という致命的欠陥のため幾多の危機を招いたことが反省されたため、新憲法は行政部と立法部の権力の分割を定め、第一統領は二名の顧問官を伴つて五名の総裁に代り、法律を提案する重要な特権を得た。<sup>(10)</sup>

このようにして行政部は法案提出権を得たけれども、その法案は法制審議院による討議（可否の意志表示）を経て立法院に附託され、票決を待たねばならない。立法院で議決されてからも公布までには、元老院による合憲性の審査を経なければならぬ。行政部は総裁政府のように大臣を任命するが、彼らは法制審議院および立法部から行政上の責任について告発されることも可能となつた（七二―七三条）。最も困難な国家予算の問題は妥協によつて決められねばならない。このように新憲法は行政部を強化したことは疑ないが、第一統領に対して直ちに独裁を保障したものではなかつ

た。

しかしながらボナパルトの憲法制定過程への干渉によって、シエースの原案が大いに改訂されて独裁を許す素地が準備されたことは明かであり、人民の主権を基礎としつゝ権力の分割によって独裁化を防ごうとした彼の意図は実現されず、結局は憲法その後の運用あるいは憲法そのものの改訂によって、ボナパルトの独裁が実現されることになった。要するにシエースによって統領の地位に挙げられたボナパルトは、野心実現のためシエースを充分に利用する結果になった。

註

- (1) Louis Villat: *La Révolution et l'Empire, II. Napoléon*, (1947), p. 2.
- (2) Jacques Godechot: *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, (1951), p. 474~475.
- (3) J. Godechot: *op. cit.*, p. 477~478.
- (4) A. Anlard: *Histoire politique de la Révolution française* (6<sup>e</sup> édition, 1926), p. 705.  
L. Villat: *op. cit.*, p. 2.
- (5) J. Godechot: *op. cit.*, p. 479~480.
- (6) *ibid.*, p. 480.
- (7) 憲法の全文については原文の参照ができなかったので J. H. Stewart: *A documentary Survey of the French Revolution* (1951), pp. 767~779. 所載の英訳全文を参照することにした。いまそれについて主要な条文をあげてみれば、  
〔第一条〕 フランス共和国は一つにして不可分のものである。そのヨーロッパの領土は県および郡に分割される。  
〔第十五条〕 元老院は四十才以上の罷免されず、終身制の八十名の議員を以て構成される。〔第一六条〕 元老院議員の任命は元老院によってなされ、立法院、法制審議院および第一統領からそれぞれ提示された三名の候補者のなかから選ぶものとす。〔第二〇条〕 上述の(国民名士)表のなかから元老院は立法院、法制審議院の議員、統領、破毀院判事および会計検査官

を選ぶものとする。

〔第二五条〕 新法律が公布される場合はその草案が政府によって提示され、法制審議院に通達され、立法院により決議されることを必要とする。〔第二八条〕 法制審議院は法案を論議し、その採用もしくは否認を票決するものとする。〔第三四条〕 立法院は秘密投票によって法律を決定する。その場合に法制審議院および政府の代表者によつて立法院において論じられた法案を基礎とし、立法院の議員によつては何の論議もなく行なわれる。

〔第三九条〕 政府は十年の任期を以て任命され、無期限に再選がなされる三名の統領に委任される。〔第四一条〕 第一統領は法律を公布する。彼は参事院議員、大臣、大使および在外使臣、陸海軍士官、……を随意に任免する。〔第四二条〕 他の政府の行為につき第二、第三統領は諮問的発言をなす。彼らは彼らの存在を証明するためにそのような行為の記録に署名をする。もし彼らが望むならばそれに彼らの意見を記録することもできるが、その後には第一統領の決定だけが有効である。〔第五二条〕 統領達の指示の下に、参事院は法案および行政規定の草案を作製し、また行政問題に起るべき困難を解決する任務をもつ。〔第五四条〕 大臣達は法律および行政規定の実施を行なうものとする。〔第五五条〕 政府のいかなる行為も大臣の署名がなければ有効ではない。

〔第七二条〕 大臣達が責任を負うべき場合は、(一)、彼らが署名したが元老院によって違憲であると宣言された政府のすべての行為について、(二)、法律および行政規定を実施しないことについて、(三)、彼らが与えた特別な命令についてもそれぞれが憲法、法律および規定に反するとき、とする。

〔第七六条〕 フランスの領土に居住する各人の家は不可侵の聖所である。夜間は、火災、洪水あるいは家の内部からの要求以外に、何人もそれに立入る権利をもたない。昼間は、法律あるいは当局から発せられた命令により決定された特別の目的を以てすれば入ることができる。〔第八三条〕 各人は個人的請願を、いかなる当局に向つても、とくに法制審議院に対して表明する権利をもつ。

(8) 統領政府の政府機関の名称については定訳のないものもあるので、西海太郎著「フランス現代史」(昭和三十一年)やその他を参照し、次のように仮に訳しておいた。括弧内は英訳名。

Conseil d'État (Council of State) 参事院

「フランス共和国八年の憲法」について

Corps législatif (Legislative Body) 立法院

Tribunat (Tribunate) 法制審議院

Senat (Senate) 元老院

(9) J. Godechot: *op. cit.*, pp. 482~492. 以下の解説が述べられているので、これによりながら憲法の関係条項をも参照して概観するにしよう。

(10) Geoffrey Bruun: *Europe and the French Imperium, 1799~1814* (1938), p. 17. ここにおいては共和国八年の憲法が最初から独裁制を確立したとみることの誤りが説かれている。ボナパルトも新政府の組織はまだ強固でないから、いきなり独裁制を打出すことは危険と考えていたことは認められる。(J. M. Thompson: *N. Bonaparte, his rise and fall* (1958), p. 145.)